

那覇市公報

第 1 4 6 1 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則を廃止する規則 (クリーン推進課) 453

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 453
- 市道路線の認定及び廃止に関する告示 (道路管理室) 454
- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示 (道路管理室) 458
- 歩行者専用道路の指定に関する告示 (道路管理室) 461
- 平成 19 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) (財政課) 463
- 市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示の一部改正について (情報政策課) 464

公 告

- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 464
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) 465
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) 465

上下水道局告示

- 平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) 466
- 平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 467

病院管理規程

- 那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 469

教育委員会告示

- 教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示を廃止する告示・・・・・・・・・・・・・・・・ 473

選挙管理委員会告示

- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について・・・・・・ 473

規 則

那覇市規則第40号

平成19年 7 月17日

那覇市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則を廃止する規則

那覇市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第55号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 5 6 号
平成 1 9 年 6 月 2 2 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 5 8 号
平成 1 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

市道路線の認定及び廃止に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条第 1 項に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

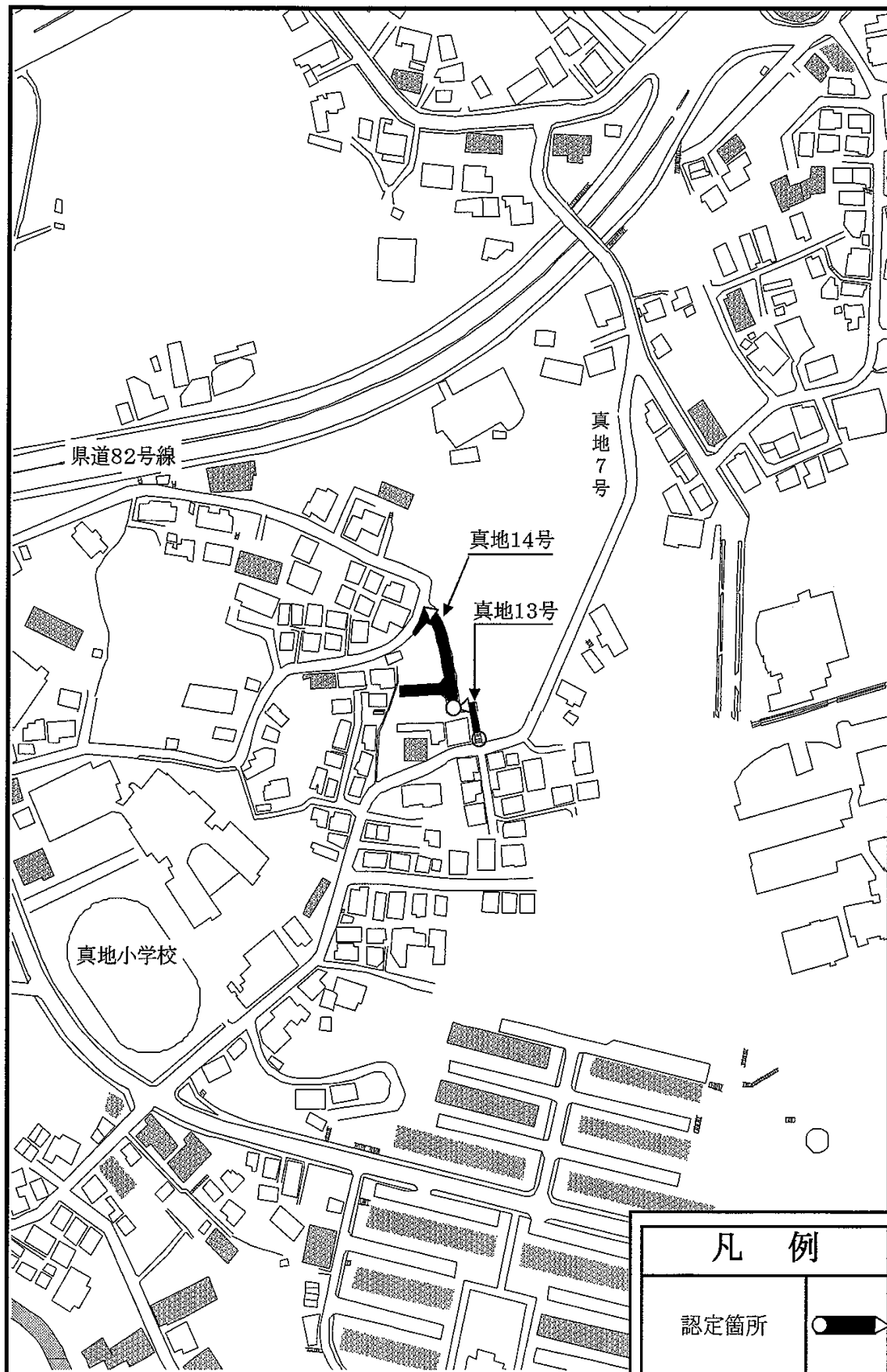
認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2068	真地 13 号	字真地 324 番 39 字真地 324 番 39	
2069	真地 14 号	字真地 324 番 33 字真地 324 番 30	
2070	石嶺 59 号	首里石嶺町 4 丁目 145 番 1 首里石嶺町 4 丁目 145 番 26	
2071	石嶺 60 号	首里石嶺町 4 丁目 373 番 13 首里石嶺町 4 丁目 360 番 23	

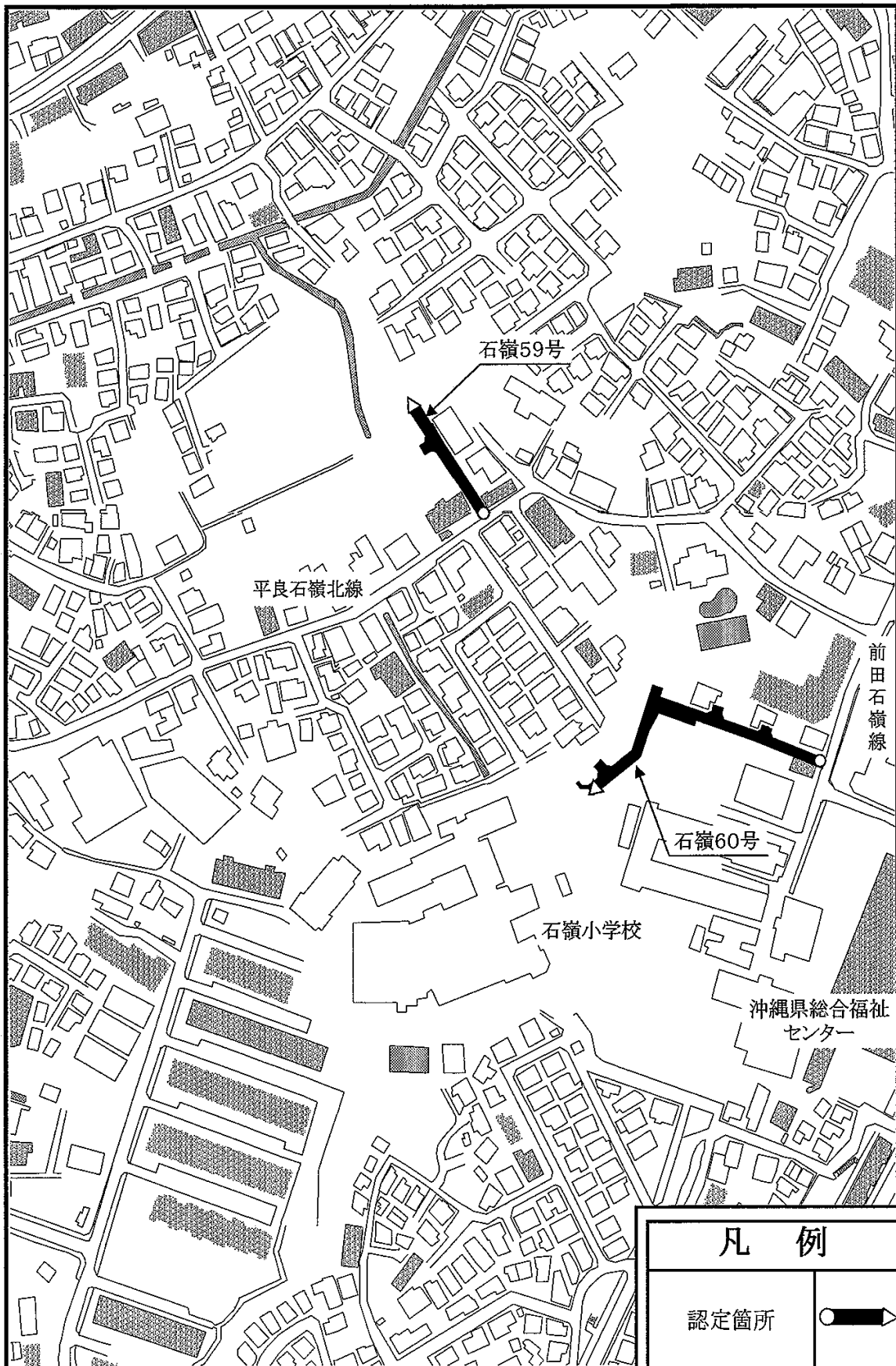
廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
627	西 4 号	西 3 丁目 1 番 2 号 西 2 丁目 1 番 1 号	

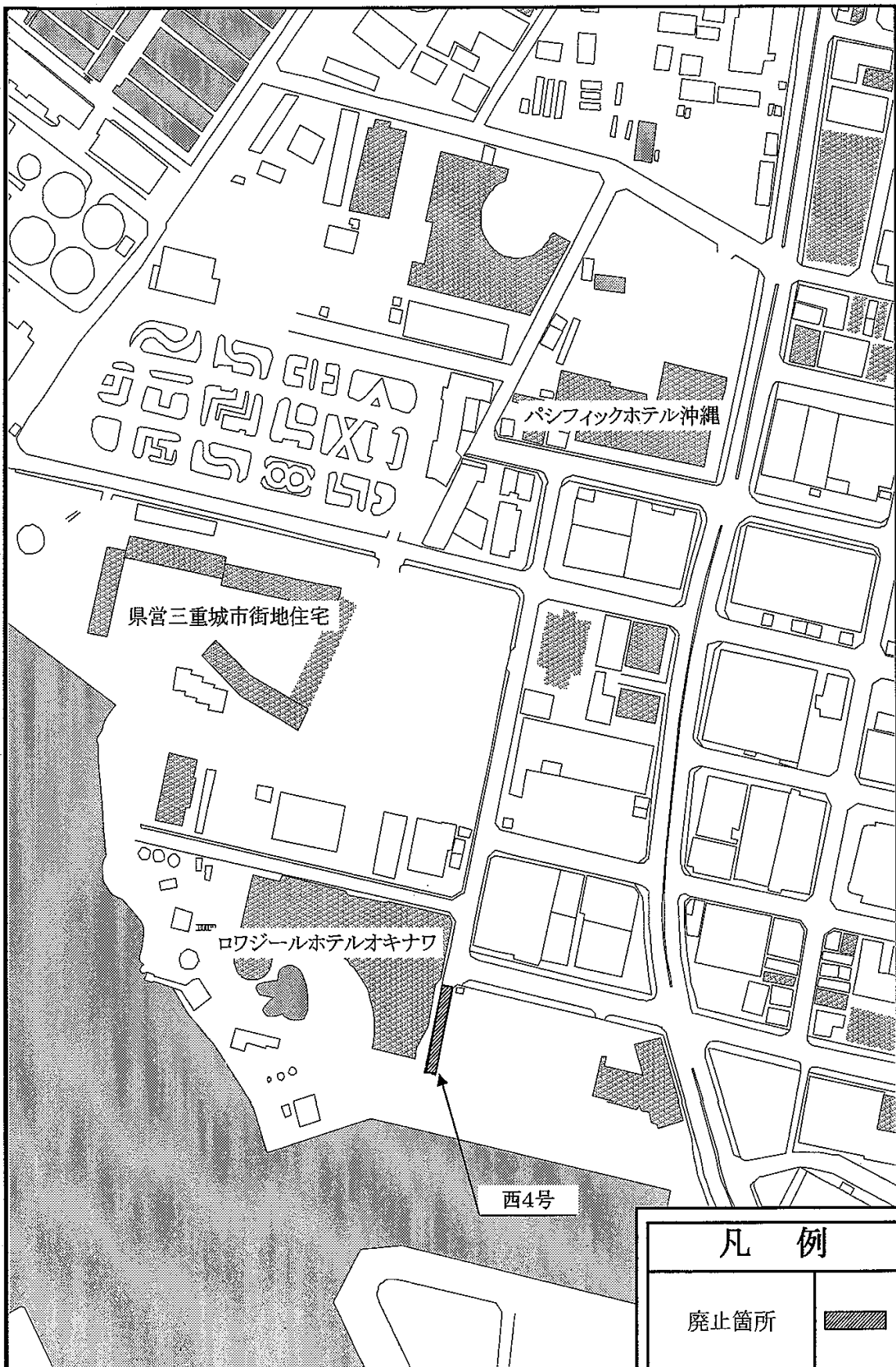
市道路線の認定位置図



市道路線の認定位置図



市道路線の廃止位置図



那覇市告示第 5 9 号
平成 1 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

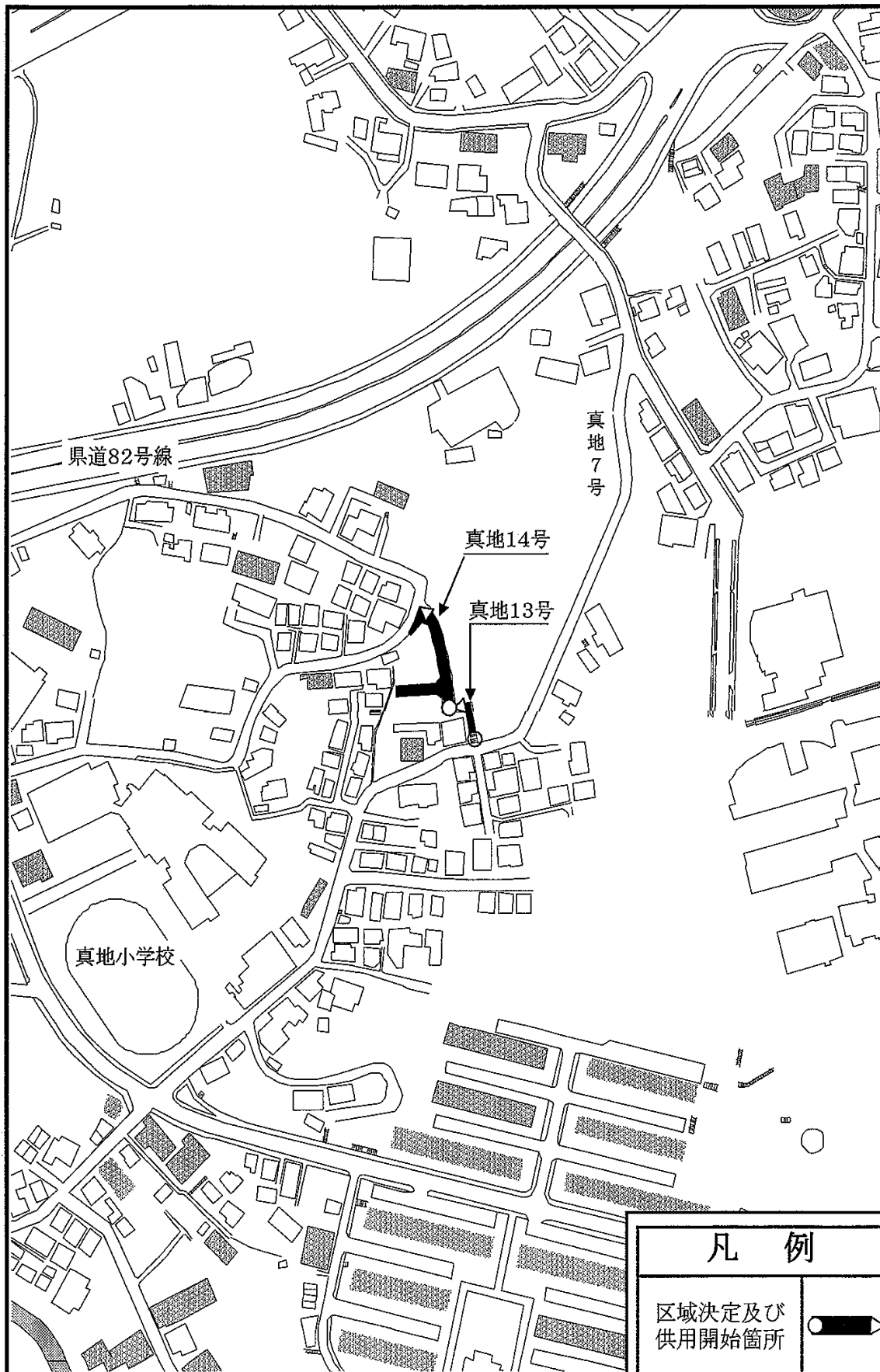
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

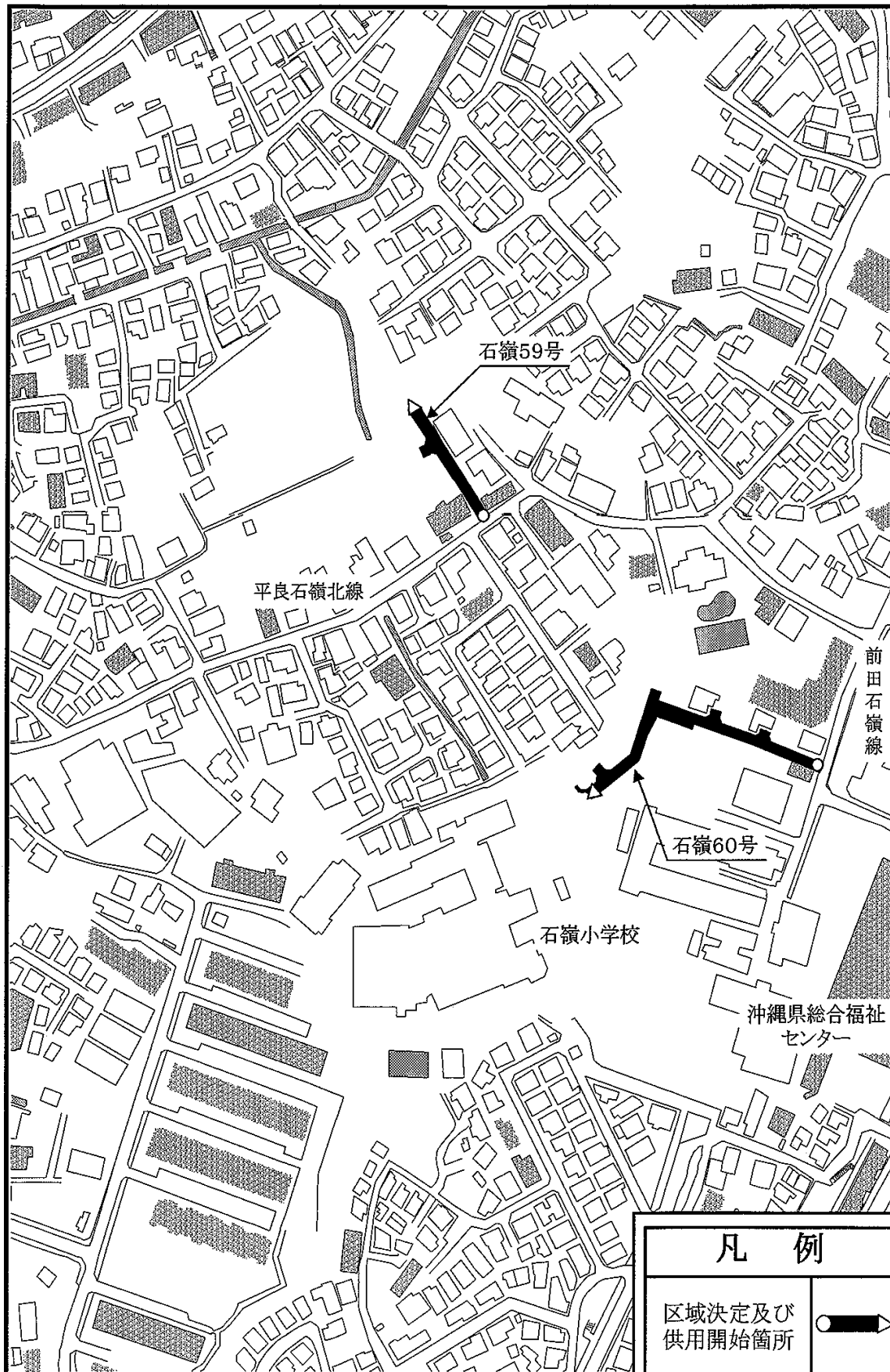
区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2068	真地 13 号	字真地 324 番 39 字真地 324 番 39	22.0	3.0	
2069	真地 14 号	字真地 324 番 33 字真地 324 番 30	48.1	5.0 ~ 6.0	
2070	石嶺 59 号	首里石嶺町 4 丁目 145 番 1 首里石嶺町 4 丁目 145 番 26	70.2	6.0	
2071	石嶺 60 号	首里石嶺町 4 丁目 373 番 13 首里石嶺町 4 丁目 360 番 23	157.0	4.0 ~ 6.0	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図



市道路線の区域決定及び供用開始位置図



那覇市告示第 6 0 号
平成 1 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 4 8 条の 1 3 第 3 項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

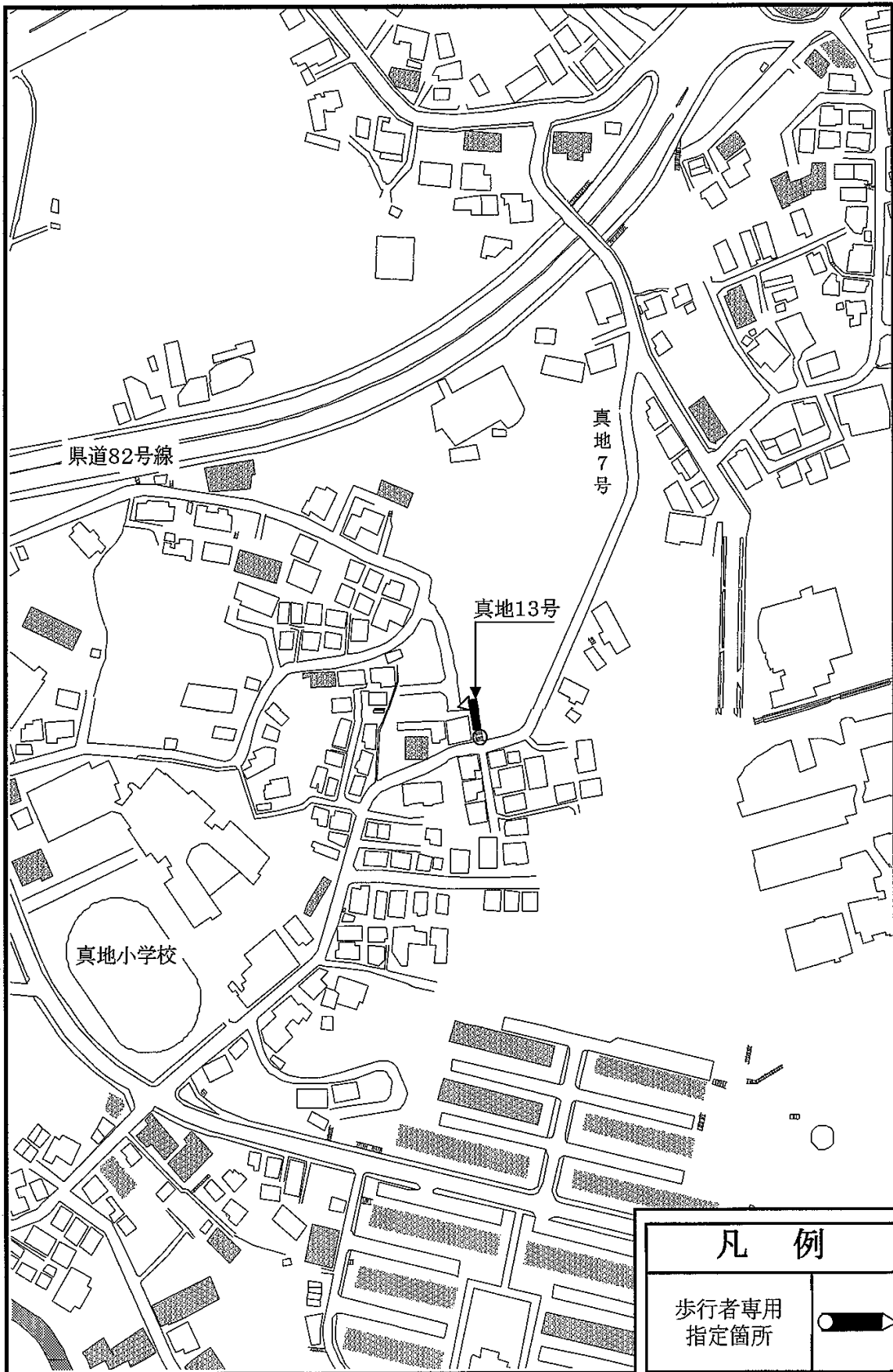
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
2068	真地 13 号	字真地 324 番 39 字真地 324 番 39

歩行者専用道路指定位置図



那覇市告示第 6 7 号

平成 1 9 年 7 月 1 7 日

平成 19 年(2007 年)6 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 181 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,414,819 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		4,649,296	25,181	4,624,115
	2 繰入金	4,634,067	25,181	4,608,886
20 諸収入		1,983,791	25,000	2,008,791
	4 受託事業収入	146,234	25,000	171,234
歳 入 合 計		103,415,000	181	103,414,819

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		774,775	7,455	767,320
	1 議会費	774,775	7,455	767,320
2 総務費		8,652,484	17,726	8,634,758
	1 総務管理費	6,223,924	17,726	6,206,198
8 土木費		16,548,296	25,000	16,573,296
	5 都市計画費	9,890,220	25,000	9,915,220
歳 出 合 計		103,415,000	181	103,414,819

那覇市告示第 6 8 号

平成 1 9 年 7 月 1 7 日

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示の一部改正について

市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示（平成 1 7 年那覇市告示第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

別表を次のように改める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

根拠となる条例等の名称	条項	手続等の名称	使用開始日	電子署名
那覇市公園条例 施行規則	第6条	有料公園施設使用許可申請書	平成17年9月 1日	行わない

付 則

この告示は、平成 1 9 年 7 月 1 9 日から施行する。

公 告

那覇市公告第 4 5 号

平成 1 9 年 6 月 2 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市公告第 5 4 号

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 5 号 虎瀬公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市首里赤平町 2 丁目
及び首里久場川町 1 丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 1 9 年 6 月 1 5 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 5 5 号

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那35号 羽佐間公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市安里3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成19年6月15日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第7号
平成19年6月29日
掲 示 済

平成19年(2007年)6月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成19年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成19年度那覇市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成19年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条中、収入第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項に企業債を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	406,402 千円	150,400 千円	556,802 千円
第 1 項	企業債	0 千円	150,400 千円	150,400 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,261,570 千円	150,400 千円	2,411,970 千円
第 2 項	企業債償還金	790,550 千円	150,400 千円	940,950 千円

(企業債)

第 3 条 予算第 8 条を第 9 条とし、第 6 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。第 6 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道高金利対策借換債	千円 150,400	証書借入	年 5.00% 以内	償還期間は、10 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

那覇市上下水道局告示第 8 号

平成 19 年 6 月 29 日

掲 示 済

平成 19 年 (2007 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	2,287,693 千円	404,100 千円	2,691,793 千円
第 1 項	企業債	680,200 千円	404,100 千円	1,084,300 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	3,110,413 千円	404,100 千円	3,514,513 千円
第 2 項	企業債償還金	1,106,107 千円	404,100 千円	1,510,207 千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の 1 件を加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道高金利対策 借換債	千円 404,100	証書借入	年 5.00% 以内	償還期間は、10 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第17号
平成 19 年 7 月 2 日
公 布 済

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第4 (第2条関係) 昇格時号給対応表 ア～エ [略]	別表第4 (第2条関係) 昇格時号給対応表 ア～エ [略] [オ 別記]
備考 1 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

[改正後 別記]

別表第4 (第2条関係)

オ 企業現業職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	2
21	1	5	3
22	1	6	4
23	1	7	5
24	1	8	6
25	1	9	7
26	1	10	8
27	1	11	9
28	1	12	10
29	1	13	11
30	1	14	12
31	1	15	13
32	1	16	14
33	1	17	15
34	1	18	16
35	1	19	17
36	1	20	18
37	1	21	19
38	1	22	20
39	1	23	21
40	1	24	22
41	1	25	23
42	1	26	24
43	1	27	25
44	1	28	26
45	1	29	27
46	1	30	28
47	1	31	29
48	1	32	30
49	1	33	31
50	1	34	32
51	1	35	33
52	1	36	34
53	1	37	35
54	2	38	36
55	3	39	37
56	4	40	38
57	5	41	39

58	6	41	40
59	7	42	41
60	8	42	42
61	9	43	43
62	10	43	44
63	11	44	45
64	12	44	45
65	13	45	45
66	14	45	46
67	15	46	46
68	16	46	46
69	17	47	47
70	18	47	47
71	19	48	47
72	20	48	48
73	21	49	48
74	22	49	48
75	23	49	49
76	24	49	49
77	25	50	49
78	25	50	50
79	26	50	50
80	26	50	50
81	27	51	51
82	27	51	51
83	28	51	51
84	28	51	52
85	29	52	52
86	29	52	52
87	30	52	53
88	30	52	53
89	31	53	53
90	31	53	53
91	32	53	54
92	32	53	54
93	33	53	54
94	33	54	54
95	34	54	55
96	34	54	55
97	35	54	55
98	35	54	55
99	36	55	56
100	36	55	56
101	37	55	56
102	37	55	56

103	38	55	57
104	38	56	57
105	39	56	58
106	39	56	58
107	40	56	59
108	40	56	59
109	41	57	60
110	41	57	60
111	42	57	61
112	42	57	61
113	43	58	62
114		58	62
115		58	63
116		58	64
117		59	65
118		59	65
119		59	66
120		59	67
121		60	67
122		60	68
123		60	69
124		60	69
125		61	70

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 6 号

平成 1 9 年 7 月 1 7 日

教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政
手続等に関する告示を廃止する告示

教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続
等に関する告示 (平成 1 7 年那覇市教育委員会告示第 6 号) は、廃止する。

那覇市教育委員会

委員長 仲村渠 良雄

付 則

この告示は、平成 1 9 年 7 月 1 9 日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 7 号

平成 1 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 1 9 年 7 月 2 9 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令 (昭
和 2 5 年政令第 8 9 号) 第 5 9 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、公示日前に投票用
紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を
開始する日は、平成 1 9 年 7 月 1 0 日とする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安